

○長崎県市町村職員共済組合職員の給与の特例に関する規程

〔平成25年11月27日〕  
規程第243号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（昭和37年規程第4号。以下「職員給与規程」という。）等の特例を定めることを目的とする。

(職員給与規程の特例)

第2条 平成25年12月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規程第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料の月額を支給に当たっては、給料の月額から、給料の月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.77
3級から6級まで	100分の7.77
7級	100分の9.77

2 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の給料の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 職員給与規程第21条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
  - ア 職員給与規程第21条第1項 前項及び前2号に定める額
  - イ 職員給与規程第21条第2項及び第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 職員給与規程第21条第4項 前項及び前号に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 職員給与規程第21条第5項 前項及び前号に定める額に同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、職員給与規程第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、同規程第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて、その

額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたものから7時間45分に1.8を乗じたものを減じたもので除した額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(職員の育児休業等に関する細則の特例)

第3条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する細則（平成6年細則第26号）第10条の適用については、同条中「給与規程第15条」とあるのは、「長崎縣市町村職員共済組合職員の給与の特例に関する規程（平成25年規程第243号）第2条第3項」とする。

(介護休暇の特例)

第4条 特例期間においては、長崎縣市町村職員共済組合職員就業規則第19条の3第4項の適用については、同項中「同規程第15条」とあるのは、「長崎縣市町村職員共済組合職員の給与の特例に関する規程（平成25年規程第243号）第2条第3項」とする。

(端数計算)

第5条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。